

令和3年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 992円

使用者も労働者も、
必ずチェックしましょう！



最低賃金制度のマスコット チェックマン

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金	

最低賃金との比較時に含まない賃金の種類

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

大阪府最低賃金について
詳しくは大阪労働局
ホームページを
ご覧ください。



